

○ 作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について（昭和51年2月18日付け基発第206号） 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行														
<p>1. 第1号関係 (略)</p> <p>2. 第2号関係 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 規則別表第3号の作業場に係るもの 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機器及び設備</th> <th style="width: 70%;">性能等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高速液体クロマトグラフ</td> <td>紫外可視吸光検出器を有するもの</td> </tr> <tr> <td><u>検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器</u></td> <td><u>作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第10条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	機器及び設備	性能等	(略)	(略)	高速液体クロマトグラフ	紫外可視吸光検出器を有するもの	<u>検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器</u>	<u>作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第10条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの</u>	<p>1. 第1号関係 (略)</p> <p>2. 第2号関係 (1)、(2) (略)</p> <p>(3) 規則別表第3号の作業場に係るもの 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機器及び設備</th> <th style="width: 70%;">性能等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>高速液体クロマトグラフ</td> <td>紫外可視吸光検出器を有するもの</td> </tr> </tbody> </table>	機器及び設備	性能等	(略)	(略)	高速液体クロマトグラフ	紫外可視吸光検出器を有するもの
機器及び設備	性能等														
(略)	(略)														
高速液体クロマトグラフ	紫外可視吸光検出器を有するもの														
<u>検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器</u>	<u>作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第10条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの</u>														
機器及び設備	性能等														
(略)	(略)														
高速液体クロマトグラフ	紫外可視吸光検出器を有するもの														
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 規則別表第5号の作業場に係るもの 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 規則別表第5号の作業場に係るもの 次の表の左欄に掲げる機器及び設備は、それぞれ右欄に掲げる性能等を有するものであること。</p>														

機器及び設備	性能等
(略)	(略)
ガスクロマトグラフ	水素炎イオン化型検出器 (FID)、電子捕獲型検出器 (ECD) 又は質量分析器を有するもの
<u>検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器</u>	<u>作業環境測定基準第13条第2項各号に掲げる物の濃度を測定することが可能であるもの</u>

3. その他

(1) 第1号及び第2号中「有する」とあるのは、「所有する」こと又は「占有する」ことをいうものであるが、いわゆるリースのほか、随時他の者の有する機器等を利用することができる場合又は他の者と共同して機器等を備えている場合にも、これらの機器等を有しているものとみなすものであること。

(2) 作業環境測定機関が設置する機器及び設備については、適切な作業環境測定を実施するために必要な数を備え付けるよう指導されたい。

機器及び設備	性能等
(略)	(略)
ガスクロマトグラフ	水素炎イオン化型検出器 (FID)、電子捕獲型検出器 (ECD) 又は質量分析器を有するもの

3. その他

作業環境測定機関が設置する機器及び設備については、適切な作業環境測定を実施するために必要な数を備え付けるよう指導されたい。